

令和4年第7回久万高原町議会定例会

令和4年12月16日

○議事日程

令和4年12月16日午前10時00分開議

- 日程第1 議案第79号 久万高原町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第84号 久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第4 議案第86号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第87号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第88号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第89号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第90号 令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第91号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第92号 令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第93号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第94号 令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第95号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 請願第1号 学校給食の無償化を求める請願

○追加議事日程

追加日程第1 報告第26号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について

追加日程第2 議案第96号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第3 議案第97号 久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について

追加日程第4 議案第98号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番 阪本雅彦

2番 玉井春鬼

3番 光田優

4番 瀧野志

5番 田村昭子

6番 熊代祐己

7番 高橋誠

8番 森博

9番 岡部史夫

10番 大原貴明

11番 大野良子

12番 西山清一

13番 高橋末廣

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 小野敏信

総務課長 木下勝也

住民課長 沖中敬史

保健福祉課長 西森建次

環境整備課長 辻本元一

ふるさと創生課長 西村哲也

建設課長 猪上浩明

林業戦略課長 小野哲也

まちづくり営業課 高木勉

農業戦略課長 菅和幸

会計管理者 釣井好春

病院事業等統括事務長 渡部定明

教育委員会事務局長 中 川 茂 俊
代表監査委員 菅 洋 志

消防本部消防長 大 野 秋 義

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長

日程第1、議案第79号「久万高原町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託された議案第79号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第79号「久万高原町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」

本町の農業集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽事業については、特別会計により事業を運営しているが、令和5年4月1日から、地方公営企業会計に移行することに伴い、条例を新規に制定するものであります。

公営企業の管理者は置かず、町長が管理者の権限を行うとの説明がありました。

審査におきましては、現行の特別会計から地方公営企業会計に移行することによって、経営の収支及び事業の進め方において、従前と変わる部分は何かとの質疑に、会計方式が複式簿記となり、収益的収支と資本的収支から編成されることになる。財務規定のみの適用であるため、事業の進め方や利用者は、これまでと変わらないとの答弁がありました。

また、条例第3条におきまして、下水道事業は常に企業の経済性を発揮すると明記されているが、具体的な事例は何か、との質疑に、企業会計に移行することで経営状況の的確な把握や、経営の健全化などが見込まれることから、会

計情報と財産状況の連携により、適正な財産を管理することができるようになること。発生主義や、複式簿記になることで、減価償却の考え方が導入され、資産の老朽化の状態を的確に把握することができること。また、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成することで、町民の皆様に事業の運営状況をより分かりやすく説明することができる、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引取りください。
委員長の報告が終わりました。
これより、議案第79号「久万高原町下水道事業の設置に関する条例の制定について」質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
したがって、議案第79号「久万高原町下水道事業の設置に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長

日程第2、議案第84号「久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第84号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。
議案第84号「久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」
保護者が安心して子育てできる環境を整備するため、久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正し、子供医療費の助成対象年齢を15歳から18歳に拡充するとの説明がありました。
施行期日は、令和5年4月1日となっております。
審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

大原委員長、お引取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、議案第84号「久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正

する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第3、議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名）

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された議案第85号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」

予算の補正額は、歳入歳出ともに、総額5億1,271万3,000円の増額補正で、累計106億5,139万1,000円となり、これは前年度同期予算と比べ、4.9%の増額となっています。

歳入の主なものは、地方交付税は、普通交付税の増額、2,226万1,000円、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額、943万7,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金の減額、700万円。社会資本整備総合交付金事業費補助金の減額、4,425万1,000円など、3,849万6,000円の減額。

県支出金では、介護基盤整備事業補助金の減額、1,243万円。農地農業用施設災害復旧費補助金の増額、1,600万円など、582万円の増額。

繰入金は、環境保全基金繰入金の減額、680万円など、779万1,000円の減額。

繰越金は、前年度繰越金の増額、8,786万9,000円。

町債では、合併特例債の増額、4億7,020万円。過疎対策事業債の減額、3,920万円。災害復旧事業債の増額、810万円など、4億3,910万円の増額となっています。

続いて、歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では、燃料確保体制支援事業補助金の計上、110万円。封入封緘システム構築業務委託料の計上、690万8,000円。封入封緘機購入費の計上、990万円。

民生費では、簡易陰圧装置経費支援補助金の減額、1,243万円。ささゆり荘のエアコン設置に係る費用の計上、327万4,000円。

消防費では、新規採用吏員の消防活動服等の貸与に伴う経費の増額、145万円。

教育費では、柳谷小学校体育館大屋根軒どい等改修工事管理委託料、及び工事請負費の計上、1,383万8,000円。美川中学校体育館改修工事管理委託料及び工事請負費の計上、1億501万7,000円などとなっております。

審査において、法務課関係では、高齢者をコロナ感染症から守るためには、リスクの高い高齢者への情報提供が必要ではないかとの質疑に、情報提供については、非常にデリケートな部分もあるが、感染状況などについては出せると思うので、住民との情報共有に努めたい、との答弁がありました。また、マスク着用や密を避けるなど、基本的な感染症対策に繰り返し啓発するだけでも効果があるのではないか、との質疑に、啓発については、防災行政無線や、自治会長文書等を通じ、十分に努めていきたいとの答弁がありました。

また、サービスステーション、過疎地の支援事業について、対象世帯への周知と、補助金交付の流れについての質疑では、貯蔵用タンクの購入支援の周知は、12月の自治会長文書で第1回目をお知らせして、その後も順次、周知を図っていく。

補助については、交付申請、購入、請求という流れになるが、高齢者も多いと思われるので、できるだけ簡易に進めたい、との答弁がありました。

また、高齢者も多いので、支所職員の支援も必要ではないか、との質疑に、支所職員についても、十分に制度を説明して、手続は支所で完結できるようにしたいとの答弁がありました。

住民課関係では、マイナンバーカードについて、町民にしっかりと説明ができていないと思うし、マイナポイントにしても、十分理解されているとは思えない。マイナンバーカードを何に利用するのかは、一番大切なことと思われるので、その都度、何らかの形で公表すべきではないか、との質疑に、マイナポイントの関係は、11月の広報で使える店舗などのチラシを入れた。何に使えるかということについては、今後、用途を拡充するということが言われて

おり、その都度、分かりやすい周知に努めたい、との答弁がありました。

また、まちづくり営業課がスマホの研修をしたりしているので、マイナンバー関係の周知についても、様々な機会を捉え、各課の連携の中で実施すべきではないか、との質疑に、現在は、住民課と総務課の関わりしかないが、必要に応じて、各課の連携も考えたい、との答弁がありました。

また、マイナンバーカードとスマホを用いて、戸籍の附票や婚姻証明などを郵便請求できるような便利な制度を検討しているか、との質疑に、住民票や戸籍関係書類の取得が、コンビニでもできるように、現在、検討している、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、20年が経過したエアコンを更新するとのことだが、ささゆり荘だけの問題ではなく、電気料金とエアコンの更新の関係については、総務課とも相談しながら、しっかりと精査し、早目の更新も実施するべきではないか、との質疑に、新型の機器を入れることによって節電も可能となるので、十分見極めながら、今後の更新について検討したい、との答弁がありました。

また、新型コロナウイルスに感染の疑いがある方がタクシーを利用して検査に行った場合には、タクシーの中で検査が行われ、陽性であった場合にも、自宅まで送り届けなければならないが、事業者の感染リスクについて、何か対策を考えているのか、との質疑に、どういった方法が一番いいのかを、事業者さんにも相談をさせていただき、至急検討したいとの答弁がありました。

また、交通手段のない方で、コロナ感染疑いのある場合の対策も、今後、考える必要があるのではないかと、との質疑に、運転者にとっては、精神的にも大変であると思うので、十分に検討したい、との答弁がありました。

消防関係では、県内の消防署でパワハラ事案があった。職場では人間関係が一番大事と思われるが、パワハラやセクハラ、いじめなどは、本町の消防署では一切ないのか、との質疑に、先般、県内の全消防長が集まる緊急会議が開催され、ハラスメントの撲滅に取り組むという意思表示がされた。ハラスメントに対しては、職場をあげて取り組んでおり、今後とも引き続き対応していく、との答弁がありました。

教育委員会関係では、児童生徒の減少により、現在、空き教室はどのくらいあるのか、との質疑に、9室あるとの答弁がありました。また、空き教室の有

効利用は難しい部分もあるが、今後、研究するべきではないか、との質疑に、義務教育施設ということで、用途は限られてくるが、今後、計画的に空き教室の利用を考えていきたい、との答弁がありました。

美川中学校体育館の改修工事管理委託料及び工事請負費は、1億を超えての大規模な改修だが、工事の概要を、との質疑に、外部、内部、建具、渡り廊下、電気設備、給水設備の改修になるとの答弁がありました。

また、美川中学校と柳谷小学校の体育館の改修工事で、使用できない期間の授業などの対応はどのようになるのか、との質疑に、柳谷小学校の体育館については、軒どいの改修工事であり、特段の影響は生じない。美川中学校の体育館については、総体が終わる6月以降に、床面の内部改修に入るように設計をしており、比較的生徒の部活動等の影響が少ない工期で設計している、との答弁がありました。

また、体育館を社会教育で使う場合の調整はどうか、との質疑に、支所と連携をとりながら、住民の方に不便のないように事業を進めていきたい、との答弁がありました。

新型コロナウイルスにより、休校となった場合に、遠隔で授業を行うなどの対応はできているか、との質疑に、タブレット端末を用いて遠隔授業を行っている、との答弁がありました。

以前に、ミニ四国について、地域で管理をしているが、難しくなってきたので、文化財のほうで対応できないか、との話をしたが、その後に検討はしたのかとの質疑に、現地調査を行い、当初予算の要望を終えたので、新年度に対応する予定、との答弁がありました。

また、指定を受けていない地域の文化を維持するのは難しい部分もあるが、皆様の生きがいであったりもするので、できる範囲で対応してほしい。ただ、予算を伴うものであり、いずれ限界がくると思われるが、そのときには地域にしっかりと説明してほしい、との意見に、88カ所全ての管理は難しい点もあり、そういった事例は出てくると思うので、案件が出たら検討し、住民の方に説明を行いたい、との答弁がありました。

台風14号により、菅生から畑野川に抜ける遍路道が崩壊して危険であり、通行止め等の対応をすべきではないか、との質疑に、大宝寺・岩屋寺道につい

ては、国史跡に格上げされ、管理も必要になっている。台風14号により、一部崩れているので、県教委とも調査を行い、対応を検討しているところであり、現在は看板やチラシ、赤テープなどにより、応急的な対応をしている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長 委員長が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引き取りください。
続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第85号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、衛生費では、し尿処理施設解体工事設計委託料の計上、1,050万。し尿等中継施設整備工事設計管理委託料及び工事請負費の計上、3億8,300万円。農林水産業費では、森林経営管理業務委託料の減額、781万8,000円の減。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金の減額、700万円の減額。林道路面整備崩土除去作業業務委託料の増額、1,030万円。

商工費では、原油高騰対策事業者経営支援事業補助金の増額、1,480万円。

土木費では、町道槻仰西線改良工事に係る費用の減額、2,057万1,000円の減額。町道上野尻線改良工事に係る費用の減額、4,948万2,000円の減。

災害復旧費では、農地農業用施設の災害復旧工事費の計上、2,900万円。農道北村線災害調査測量設計委託料の計上、600万円などとなっております。

審査の主な内容は、まちづくり営業課関係では、原油高騰対策事業者経営支援事業の現在までの申請状況と、今後の見込み数、農業者の割合についての質疑に、1月から3月期分で76件、1,300万円ほどの実績があり、そのうち農業者は2件となっている。今後の見込みは、1基1,000万円で、総額4,000万の見通しとの答弁がありました。

また、農業者が2件というのは、限られた農家しか補助要件を満たしていないと思うが、それ以外の農家に対しても、恩恵があるように踏み込んで考える気はないのか、との質疑に、農業者の2件の実績は、農閑期ということも想定される。今後、4月から6月、秋口にかけては、若干増えてくるという期待もあり、その動向を見たいとの答弁がありました。

農業戦略化関係では、肥料高騰対策の支援事業について、春肥は水稲と、夏秋産地の本町にとって、秋肥とは比べ物にならない金額が動くが、上昇率未定のまま算出をしており、この予算で十分か、との質疑に、春肥については、上昇率の数字が示されておらず、前年度の購入数量、購入金額を確認した上で、予測により、計上しているとの答弁がありました。

また、高齢化してくると、労力が大変であり、農業公園で自走式の肥料散布機の貸出なども検討してはどうかとの質疑に、機械の購入は費用と管理の徹底という部分もあるので、検討して、できるところから対応したいとの答弁がありました。

また、畜産農家の配合飼料価格高騰対策事業の補助金34万8,000円は、少ないと思うが、この額で十分か、との質疑に、1トン当たり3,700円で算出した数字が予算額となっております。4月から9月にかけて、畜産農家が購入した飼料について、3,700円をかけたものだが、今後についても、可

能なものに対応していきたいとの答弁がありました。

また、町内のどんぐりトマト農家の収入と概要についての質疑に、生産農家は5戸で、総額は233万1,000円となっており、作付面積は3,124平方メートルとの答弁がありました。

また、どんぐりトマト農家は、農業公社を窓口としているが、公社で決めた出荷の予定日は、生産者の意向をくみとりながら出荷調整をしているのか、との質疑に、出荷については、生産農家の方と協議しながら進めている。持ち込まれた出荷物を農業公園でチェックして、週に3回程度を出荷している、との答弁がありました。

また、動物購入費で購入した牛は、購入後はどのようなになるのか、との質疑に、購入時に和牛繁殖雌牛貸付契約を行い、5年後に購入の元金を返済していただければ、その時点で農家の所有となる、との答弁がありました。

また、イノシシの被害が出ており、宅地まで侵入する事例があるが、これに対応する方法はあるか、との質疑に、農業戦略課としては、農地の対策をしており、農業関係だけでは対応ができかねる部分があるので、各課連携をとりながら、対応できる部分については、対応していきたいとの答弁がありました。

林業戦略課関係では、地域おこし協力隊の担い手育成事業の状況はどうか、課題はないか、との質疑に、林業戦略課が所管する地域おこし協力隊は、現在、2名で研修を行っており、非常に熱心に研修に取り組んでおられる。ある程度の技術は修得しているものと思われ、日ごとに成長していると感じるとの答弁がありました。

また、指導業務については、個人事業主さんをお願いをしているが、委託料等の状況と、今後、継続して指導してくれるというめどがあるのか、との質疑に、指導業務委託料は、当初予算で182万6,000円を計上しており、今回の補正で、さらに182万円を増額する。また、現在、3名の方に協力隊の指導をいただいているが、この3名のほかにも、協力いただける方が何名かいらっしゃるのでは、継続は可能と考えている、との答弁がありました。

また、育成の実践先として、町有林も視野に入れているとのことだが、具体的にはどのように活用するのか、との質疑に、ひとりで施業できる技術レベルに達したら、町有林で搬出間伐を行い、工期やコスト、経営的収支を協力隊自

身で分析することを計画をしている。基本的には、3年目と考えているが、指導者と相談しながら対応したいとの答弁がありました。

また、今後の林業商社の事業運営について説明を、との質疑に、本年4月から9月までの上半期の経営は、営業収入の合計が593万6,000円で、営業支出を差し引くと、31万1,500円のマイナスになるが、年度内の見込み額では、122万円程度の黒字を見込んでいる。

今後としては、町内の製材業者との連携により、規格化されたJAS製品を主力に、川下のプレカット事業者や、工務店との新たな木材供給体制の構築の中で、商社として利益を追求していきたいとの答弁がありました。

また、現在、下刈りの担い手が非常に不足していると聞く。現状の作業費用に見合った補助金対応があれば、植林が進むと考えるが、新年度において、増額する等の計画はあるのか、との質疑に、植林率の向上を図るためには、補助金の増額は必要と考えているので、美しい森林づくり基盤整備事業において、補助率等の見直しを検討したいとの答弁がありました。

また、9月議会において、未利用材活用促進として、未利用材排出実証事業を10月に実施予定ということであったが、未利用材搬出に係るコスト調査など、現状において報告できるデータはあるのか、との質疑に、データの収集と分析については、外部に委託しており、現段階では結果の報告がないので、近日中に機会を見て報告させていただくとの答弁がありました。

また、全伐した山林について、植林の点検はしているのか、との質疑に、皆伐した山は植林と天然更新の2つの選択肢がある。植林の場合は、2年以内の植林ということで、職員が確認している。

天然更新の場合は、一定期間を経て、広葉樹がはえているか確認をして、はえていなければ植林の命令を出すとの答弁がありました。

また、久万材のセールスポイントはあるかとの質疑に、基本的には、色合いがよく、節が少ないということと合わせて、加工しやすいともいわれている、との答弁がありました。

また、本年3年ぶりの林業まつりを開催したが、障害者、高齢者に配慮した車椅子等は準備していたか、との質疑に、2台の車椅子を準備していたが、周知や表示、身体障害者の方の駐車場など、行き届かなかったことは反省してお

り、来年度は採用したいとの答弁がありました。

また、林業まつりだけではなく、その他のイベント等についても、障害者、高齢者に配慮した対応はできているか、との質疑に、テントに保健師を常駐させることもあり、イベントによって対象者も若干異なるところがあるが、御意見、十分参考にさせていただき、役場全体で気をつけていきたいとの答弁が、副町長からありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。
日程第4、議案第86号から日程第13、議案第95号までの令和4年度特別会計、事業会計補正予算に関する10件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程第4、議案第86号から日程第13、議案第95号までの令和4年度特別会計、事業会計補正予算に関する10件は、一括議題にすることに決定しました。
本案について、まず、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名)

大原委員長 総務文教厚生常任委員会に付託された、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第94号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第86号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

総額47万6,000円の増額補正で、累計11億8,699万2,000円となります。

歳出の内容は、事業費の増額、11万4,000円、清算返還金の増額、36万2,000円。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金の増額、419万3,000円、前年度繰越金の減額、366万円となります。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第87号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」

総額102万9,000円の減額補正で、累計5,462万5,000円となります。

歳出の主な内容は、人件費の減額、288万円、オンライン資格確認用端末等の備品購入費の計上、133万1,000円。

歳入の主な内容は、外来収入の減額、116万4,000円、前年度繰越金の増額、13万5,000円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第88号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」

総額39万円の増額補正で、累計1億8,007万3,000円となります。

歳出の内容は、人件費の増額、19万円、過誤納付金還付金の増額、20万円。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の増額、39万円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第89号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

総額50万円の増額補正で、累計19億3,447万5,000円となります。

歳出の内容は、人件費の増額50万円。

歳入の内容は、一般会計繰入金の増額、50万円となります。

審査では、介護保険制度は、第9期では大幅に改定される可能性があると思うが、可能な範囲で説明を、との質疑に、現状では、次回介護保険改正での要介護1と2の方の地域支援事業への移行は見送られたというような形になっているが、まだ正式な発表ではなく、もう少し国の審議会の動きを見たい、との答弁がありました。

また、要介護1・2まで、支援事業に変わるような雰囲気があるが、これは何としても阻止しないと、かえって介護保険料が上がる大きな要因になるのではないかと思うが、これについて、地域として意見を述べることはできないのか、との質疑に、今、社会保障審議会介護保険部会でも審議されており、各所属の委員には、民間の方も入り、議論して、最終的に介護保険法を改正するということであり、外務省や厚労省の案が全て通るということではない。あくまで介護保険は介護保険法にのっとるということであり、決定したら、どう柔軟に対応するかということだと思う、との答弁がありました。

また、今度、8期から9期については、どれぐらいの保険料が予測されるのか、との質疑に、第9期の介護保険料については、来年度が作成時期になっており、明言はできないが、1号被保険料が極力上がらない方向で、調整をしていきたい、との答弁がありました。

審査をした結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第94号「令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」
収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、1,862万円の増額補正で、累計10億1,627万5,000円となります。

支出の内容は、医療費用の給与費の増額、1,862万円。

収入の内容は、医業収益の入院収益の減額、1,808万8,000円、医業外収益、その他補助金の増額、3,670万8,000円。

資本的収入及び支出。

収入予定額を120万円、支出予定額を104万円、それぞれ減額補正し、収入の累計額が2,123万4,000円、支出の累計額が5,489万7,000円となります。

支出の内容は、検査用機器購入費の減額、104万円。収入の内容は、他会計負担金の企業債の減額、60万円、他会計からの長期借入金の減額、60万円、損益勘定留保資金補填額は、16万円の増額で、累計3,366万3,000円となります。

審査では、病院の経営改善は喫緊の対応が必要と思うが、どのように考えているのか、との質疑に、人件費比率の高止まり、コロナ禍、職員の不足などにより、病棟運営は非常に厳しい状況が続いている。

今後は、病棟の再編等も検討して、経営について考えていきたい、との答弁がありました。また、早急に、病院運営委員会に諮って、何らかの方法で、しっかりとした病院経営ができるようにしていかなければならないと思うが、具体的なスケジュールは提案できるか、との質疑に、介護療養病床が廃止になるので、内部で検討をしているところであり、併せてそういった検討も進めていきたいし、スケジュール的に時間の余裕はないと考えている、との答弁がありました。

また、看護師も不足しており、限られた人的資源の中で、病院を経営改善していくのは、スケジュールも厳しいと思うが、しっかりと考えてやらなければならないので、運営委員会のほうに提示をしていただきたい、との意見がありました。

介護療養病床の廃止については、町立病院としてどのように取り組んでいるのか、との質疑に、介護医療費に関しては、職員の確保という観点から、2病棟化は考えにくいとの外部の検討結果があり、取り組んでこなかったのが現状である、との答弁がありました。

また、人件費比率が100%近くになる前に、早く対策をとるべきだったのではないか。松山の基幹病院との連携や、2次救急の問題、病院の改革から経営強化への方針の変化などを総合的に考え、しっかりと経営を計画するべきではないか、との質疑に、自治体の核となる病院として、町民の方から絶大な信頼を受けており、今後もその責務を果たしていかなければならないと思っている。

また、満足できる運営状況にないことは承知しており、運営をこれからどうしていくのか、いつまでもこの病院をしっかりと維持していくのか、というこ

とが、ひとつ大きな課題となるので、今の御意見をしっかりと胸に置き、緊張感を持って対応してまいりたいとの答弁が、町長よりありました。

また、町立病院がしっかりと町民の皆さんの信頼を得て、応分の収益をあげなければならない。例えば、回復期のリハビリテーションなど、町民の皆様に求められているものを考え、経営の面から計画していくことが必要ではないかとの質疑に、様々な課題があることは承知しているが、医師の確保から始まり、一筋縄ではいかないところもあるので、十分、御意見として受け止め、運営委員会をなるべく早く開くようにしたいとの答弁が、町長からありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引取りください。
続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 産業建設常任委員会に付託されました議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第95号につきまして、12月8日に委員会を開催して審査を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第90号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」

総額305万9,000円の増額補正で、累計1億8,585万9,000円となります。

歳出の主な内容は、マンホールポンプ等の修繕料の増額に300万円。

歳入の内容は、一般会計繰入金の増額、305万9,000円となっております。

審査では、マンホールの蓋の標準的な耐用年数についての質疑に、社団法人日本下水道協会発行の下水道マンホール蓋の維持管理マニュアルによると、車道部の蓋は15年、その他の鉄蓋は30年との答弁がありました。また、設置個所の点検や、これから設置するところの更新計画を立てておく必要があるのではないかと、との質疑に、現在は車両がマンホール上を走行する際に、音が出るなどの苦情があった場合や、道路工事等により、かさ上げ等が必要になってくる場合などに合わせて、更新等を行っている。また、更新計画については、マンホール蓋も相当数あり、対策も必要と思われるので、今後の検討課題と捉えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

総額836万9,000円の増額補正であり、累計2億5,645万9,000円となります。

歳出の主な内容は、人件費を減額、113万8,000円の減。可搬式発電機等の備品購入費の増額、800万円。終末処理場の電気使用料の増額、145万4,000円。

歳入の内容につきましては、国庫補助金の増額500万円、前年度繰越金の増額、336万9,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）」

総額80万円の増額補正で、累計4,845万2,000円となります。

歳出の主な内容は、浄化槽設置工事費の増額に30万円、ブローア等の修繕料の増額に50万円。

歳入の主な内容といたしまして、前年度繰越金の増額、80万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
議案第93号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」

総額70万円の増額補正で、累計962万8,000円となります。

歳出の主な内容は、皆伐施業費下刈り負担金の増額として70万円。

歳入の主な内容は、立木等売払収入の増額として70万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第95号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

収益的収入及び支出。収入及び支出の予定額は、551万1,000円の増額補正であり、累計4億14万3,000円となります。

支出の主な内容は、原水及び浄水費の電気使用料の増額として330万円、総係費の人件費、委託料及び使用料の増額として、210万5,000円。企業債利息の増額として、10万6,000円。

収入の主な内容としましては、他会計負担金の増額、551万1,000円。

次に、資本的収入及び支出。収入予定額は、補正前と同額で、支出の予定額を460万円増額補正し、収入の累計額は4億240万8,000円、支出の累計額は4億6,062万8,000円となります。

支出の主な内容は、新設拡張改良費の委託料の増額、460万円。

収入の主な内容は、他会計繰入金の増額として、890万円。他会計からの長期借入金の減額、890万円。

損益勘定留保資金補填額は、460万円の増額で、累計5,822万円となります。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

議長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。
まず、議案第86号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第2号）」について、質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第86号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会
計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第87号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別

会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第88号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第88号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第89号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第90号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第90号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第91号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第91号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第92号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算

(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第93号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算

(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第93号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 次に、議案第94号「令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第95号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第95号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第14、請願第1号「学校給食の無償化を求める請願」を議題といたします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（大原貴明総務文教厚生常任委員長を指名）

大原委員長 本委員会に付託された請願を審査した結果について、会議規則第93条の規定により報告いたします。

審査日時、令和4年12月8日木曜日。

審査場所は、久万町民館議員控室。

委員の出席者は、委員7名で、欠席者はありません。

説明者は1名、大野良子紹介議員でございます。

審査の結果等につきまして、受理番号、請願第1号、付託年月日は、令和4年12月6日、第7回定例会において付託でございます。

件名は、学校給食の無償化を求める請願ですが、内容は、学校給食の無償化を国に求める意見書を提出することについての請願です。

当委員会が出た意見として、まず、憲法第26条第2項の解釈については、様々な見解がある。

また、国が無償化することについては、国の責任において実施すべきものであり、自治体の議会として、無責任な議決はできない。さらには、国に無償化を求めることと、本町の責任と財源において、無償化を議論することは別の問題である、でした。

本請願審査については、反対討論が1件あり、賛成の討論はありませんでした。

採決の結果、賛成者ゼロ名で、不採択と結果しました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
大原委員長、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。
これより討論に入ります。
まず、請願を採択することに賛成者の発言を許します。

(大野良子議員を指名)

大野議員 賛成の立場で討論いたします。
7人に1人の子供が貧困状態にあるといわれています。給食費は、子育て世帯の大きな負担となっています。給食費を無償にという声は、今までになく大きくなっています。
無性にできない理由として、学校給食法の、食材費は保護者負担が根拠にされておりますが、国会質問で、各自治体が全額補助することを否定しないと、答弁がありました。
学校給食は義務教育の一環です。憲法26条で、義務教育はこれを無償とする、とされております。自治体も無償に向けて頑張っております。
私は、国の責任で学校給食を無償化することに賛成をいたします。
以上です。

議長 次に、請願を採択するに反対者の発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私は、この請願について、反対の立場から討論をさせていただいたらと思います。

学校給食の無償化を実現するために、本町議会から、国に意見書を提出してほしいとの請願であります。そもそも学校給食費が無償になれば、当然、子育て世帯が助かるということについては、自明の理であると思います。

しかしながら、全国900万人を超える児童生徒の給食費を無償にするということは、多大な財源、数千億の財源が必要であるというふうに思います。このことにつきましては、国の権限と責任において、議論をされるべきと考えます。

このことから、本町議会が無責任にこの請願を採択することは、適切ではないと考えます。

私は、不採択とすべきだというふうに思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長 ほかに討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の方、御起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立少数です。

したがって、請願第1号「学校給食無償化を求める請願」は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定いたしました。

議長 ここで、10分間休憩をいたします。 (午後2時33分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時44分)

議長 お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加し、議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、報告第26号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分
の報告について」を議題といたします。

提出者の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき報告

議長 提出者の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第26号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を終わります。

議長 追加日程第2、議案第96号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明
議案に基づき歳出説明
(2款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この上畑野川の国土調査山林錯誤といったことに係る今回の補正予算、これは去る9月議会において、国土調査修正とは別に、補償問題についても早期解決に取組が必要と答弁され、また今12月議会においても、一般質問にて町の姿勢を再確認させていただき、町は現在までの答弁に即して、粛々と手続をされていると理解をいたします。

今回、提案されている補正内容、特に減額等については、地元とは文書等、そういった物で、どこまで確認をされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

御質問にありました金額の関係でございますが、こちらにつきましては、資料のほうをお示しさせていただきまして、積算根拠等を御説明させていただきました。そこで御了解というか、同意を得ております。

なお、正式な文書、債権譲渡におけます契約書というものにつきましては、これから急いで弁護士と相談をしながら作成をして、その後、地元関係者の方に御確認をいただいた上で、正式な契約締結ということになろうかと思っております。

いずれにしましても、急いで進めたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これは、そもそも国調協会の錯誤修正作業とは別に、対応するというところで進められてきております。

その中でも、様々な検討の上に立って、地元への補償作業が進む先には、町としても、幾つかの課題を解消していかなければならないと考えますが、今後における関係者への対応につきましては、被害を受けた関係者へ心を寄り添っていただき、そういった対応を望みたいと思っております。

年内の補償対応に向けた町の対応に、地元の関係者も一定の理解を示されていると考えますが、町長御自身も最終、地元との合意に向けた話し合いに臨まれるかと思っておりますが、現在までの町を取組、そして今後の取組について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今の御質問ですけれども、お話があったように、私どもも今回、伐採によっ

て被害を被っている地元山林所有者への対応は、急いで対応しないとイケない
と思っております。

法的根拠や、あるいは具体的な作業など、極力、早い段階でその対応を進め
てまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 よろしいですか。
ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第96号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第96号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第7
号）」は、原案のとおり可決することに決定しました。

議 長 追加日程第3、議案第97号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計
画の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第97号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号「久万町・面河村・美川村・柳谷村新町建設計画の変更について」は、原案のとおり、可決することに決定しました。

議長 追加日程第4、議案第98号「工事変更請負契約の締結について」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町が事業を実施する場合の順序として、まず担当課にて実施設計額を確定した後、総務課において入札を執行し、工事請負契約に至ると認識をしております。

入札が辞退等による不落になった場合や、そういったことが続いた場合における入札に関する町の対応マニュアルがあるはずですが、そのマニュアルは機能していたのでしょうか。お伺いします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

入札の関係になりますので、私のほうから答弁させていただいたらと思います。

入札に関しましては、もろもろの規定がございますけれども、入札不調の際の取扱いにつきましては、建設工事入札者心得の中で規定を行っております。

内容といたしましては、入札不調があった場合に、設計図書の再検討を行って、その結果によって、指名業者の変更、もしくは設計内容の変更による再入札を実施することといたしております。

今回の工事入札につきましても、その規定に沿った措置をとっておりますので、機能していたものというふうに考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 機能していたにも関わらず、起きてしまったわけですが、ここでお聞きをしたいと思いますが、入札担当部署である総務課にお伺いをしますが、町は資材価格高騰に係る工事請負契約書第26条の認識及びその取扱いについて、お伺いをしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

工事請負契約書におきますそれぞれの規定でございますけれども、岡部議員から質疑のありました第26条の関係でございます。これにつきましては、全体インフレスライド、あるいは単品スライド条項を、それぞれ規定したものとなっております。

特に第5項におきましては、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の受注者からの申出による生産的な変更となっております。

実際のところ、運用につきましては、ここ数年ではない状況となっております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、総務課長から契約に関する、あるいは工事が不落になったときのマニュアル等々、説明がございました。

現在、工事等に関する専門家が町にはいないということから、設計業者に頼らざるを得ない状況であります。

以前からも、議会から専門性が高いチェック体制を指摘をしておりましたが、今回、このようなことが起きたようなわけでございます。

今後、今回のようなことが起きないように、一日も早く設計やコンサルタントをチェックできる仕組みを、早急に確立すべきかと思いますが、お約束をしていただけるでしょうか。副町長にお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

非常に町にとっても重要な課題だというふうに認識をしております。

各部署で、課単位で対応できるものと、それから組織全体の仕組みの中での対応するものが出てこようかと思っています。その中で、やはり、まず早急に対応できるのは、各部署の中でというところで、まず考えられますのが、チェックマニュアルといいますか、事務のチェックの標準化といったようなところで、チェックリスト、あるいはフローチャートのようなものを考えられるのかなというふうに思いますし、それから、組織全体のことにつきましては、これは大きな課題ではございますが、引き続き検討していきたいと思っています。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第 9 8 号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 9 8 号「工事変更請負契約の締結について」は、原案のとおり、可決しました。

議 長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会にしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後 3 時 0 4 分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 定例会閉会に当たりまして、お礼を申し上げます。
このたびは大変お世話になりまして、1 2 月議会、上程いたしました議案、それぞれ適切な判断をいただき、お認めをいただきまして、本当にありがとうございました。
また、議会、委員会を通じて、様々な御意見も頂戴いたしたところでございます。それにつきましては、今後、速やかな行政の推進に、しっかりと反映を

させてまいりたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

いよいよ本年もあと10日少々となりました。大変寒い日が続いております。どうぞお体御自愛の上、輝かしい年を、それぞれの議員の皆様方、お迎えになられますように心からお祈り申し上げ、12月議会、大変お世話になりました。お礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長 閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

寒い中での11日間の12月議会、大変御苦労さまでございました。

本議会で議決しましたことが、速やかに実行され、その成果が大きなものであるということを期待をいたしたいと思います。

もう2週間もすると2023年となりますが、新しい年が、コロナが収束し、そしてまたウクライナなどで行われておる紛争、戦争が治まり、健康で平和な日が訪れますよう祈念するものでございます。

厳しい寒さが予想されておりますが、皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈りいたしまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和4年第7回久万高原町議会定例会を閉会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員